

2023年5月9日

設備保証約款一部改定のお知らせ

拝啓 平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。この度、設備保証約款を一部改定致しましたのでお知らせいたします。ご利用中のお客さまにおかれましては、下記変更点についてご認識いただきたく、何卒よろしくお願い致します

敬具

■ 改定日：2023年6月1日

■ 改定内容

条項	改定前	改定後
第3条第3項	自然故障の発生が認められない場合は、住宅取得者の負担にて修理するものとし、修理費用は <u>住宅事業者</u> が住宅取得者に請求します。	自然故障の発生が認められない場合は、住宅取得者の負担にて修理するものとし、修理費用は、 <u>原則として当社</u> が住宅取得者に請求します。
第3条第5項	第1項各号の債務の履行において、次の各号に規定するものについては、住宅取得者の負担によるものとし、 <u>住宅事業者</u> が住宅取得者に請求します。	第1項各号の債務の履行において、次の各号に規定するものについては、住宅取得者の負担によるものとし、 <u>原則として当社</u> が住宅取得者に請求します。
第6条	保証書に保証限度額が記載されている場合に限り、修理提供者が第3条第1項各号に規定する債務の履行は、保証書記載の保証限度を限度とし、それを上回る修理費用もしくは代替品の取り付けおよびそれらに係る費用については、 <u>住宅事業者</u> が住宅取得者に請求します。	保証書に保証限度額が記載されている場合に限り、修理提供者が第3条第1項各号に規定する債務の履行は、保証書記載の保証限度を限度とし、それを上回る修理費用もしくは代替品の取り付けおよびそれらに係る費用については、 <u>原則として当社</u> が住宅取得者に請求します。
第14条2項	修理提供者が前項に規定する変更を行うときは、変更する旨、変更の内容および効力の発生時期を <u>あらかじめ通知することとします。</u>	修理提供者が前項に規定する変更を行うときは、変更する旨、変更の内容および効力の発生時期を <u>当社ホームページ等で公表するものとします。本約款変更後に本サービスを継続して利用している場合には、同変更に合意したものとみなします。</u>

お手数ではございますが、変更内容をご確認いただき同意の上ご利用いただけますよう、宜しくお願い致します。

以上

ジャパンホームシールド株式会社